

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

- 告示
- 県営土地改良事業計画を定めた件 三七〇
- 自動車専用道路を指定する件 三七〇
- 道路の区域を変更する件 三七〇
- 道路の供用を開始する件二件 三七一
- 告示
- 土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件 三七二
- 都市計画の変更に係る関係図書の写しの送付を受けた件 三七二

## 告 示

### 福島県告示第五百三十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、泉田地区に係る県営農地中間管理機構関連農地整備事業（農地整備事業（一般型））を行うため土地改良事業計画を定めた。この関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和七年八月五日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 縦覧に供する書類
  - 二 土地改良事業計画書の写し
  - 三 縦覧の期間
  - 四 縦覧の場所
  - 五 その他
- 令和七年八月六日から  
令和七年八月二十五日まで（二十日間）
- 同 月二十五日まで（二十日間）
- 白河市役所
- この土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧の期間満了の日の翌日から

起算して十五日以内に福島県知事に審査請求をすることができる。

また、この土地改良事業計画については、この審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に、福島県を被告として、当該土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。

（農村計画課）

### 福島県告示第五百三十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、自動車専用道路を次のように指定する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所で令和七年八月五日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年八月五日

福島県知事 内 堀 雅 雄

路 線 名	指 定 区 間	指 定 年 月 日
県道いわき上三坂小野線	いわき市泉町下川字大剣三七八番地先から 同 市山田町字砂方三五番地先まで	令和七年八月六日

（道路計画課）

### 福島県告示第五百三十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で令和七年八月五日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年八月五日

福島県知事 内 堀 雅 雄

路 線 名	区 間	変更前の変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道大芦鹿島線	南相馬市鹿島区榎原字大源地国有林二二五林班一一小班地先から 同 市鹿島区榎原字大源地国有林二二五林班一一小班地先まで	変更前 変更後	一九・一 二五・三	九〇・六 九〇・六

福島県告示第五百三十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所で令和七年八月五日から二週間一般の縦覧に供する。  
令和七年八月五日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道いわき上三坂小野線	いわき市泉町下川字大剣三七八番地先から 同 市山田町和久二九番二地先まで	令和七年八月七日

(道路計画課)

福島県告示第五百三十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所で令和七年八月五日から二週間一般の縦覧に供する。  
令和七年八月五日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道いわき上三坂小野線	いわき市山田町毛内四六番二地先から 同 市山田町川中子三二番二地先まで	令和七年八月七日

(道路計画課)

公 告

公告第五百五十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十八項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。  
令和七年八月五日

福島県知事 内堀雅雄

土地改良区の名称  
郡山市多田野土地改良区

退任した役員

役別 氏名

住所

理事	橋本 幸一	郡山市逢瀬町多田野字河田堀四一番地
同	遠藤 英記	同 市逢瀬町多田野字浄土松道二五番地
同	菅野 佐市	同 市逢瀬町多田野字本郷一七番地
同	早尾 壽松	同 市逢瀬町多田野字下古川林八番地の一
同	本田 憲雄	同 市逢瀬町多田野字本郷一二六番地
同	七海 秀男	同 市逢瀬町多田野字棒芳一一番地
同	柳沼 孝一	同 市逢瀬町多田野字戸ノ内一二六番地
同	影山 和雄	同 市逢瀬町多田野字坂ノ下一三番地
同	鈴木 武泰	同 市逢瀬町多田野字宮南六七番地の四
同	川見 幸和	同 市逢瀬町多田野字本郷一四六番地
同	大橋 正秋	同 市逢瀬町多田野字上台林四番地の一
同	宮田 和司	同 市逢瀬町多田野字南大界九七番地の三
就任した役員		
役別 氏名	住所	
理事	橋本 幸一	郡山市逢瀬町多田野字河田堀四一番地
同	遠藤 英記	同 市逢瀬町多田野字浄土松道二五番地
同	鈴木 武泰	同 市逢瀬町多田野字宮南六七番地の四
同	柳沼 孝一	同 市逢瀬町多田野字戸ノ内一二六番地
同	影山 和雄	同 市逢瀬町多田野字坂ノ下一三番地
同	大橋 正秋	同 市逢瀬町多田野字上台林四番地の一
同	七海 秀男	同 市逢瀬町多田野字棒芳一一番地
同	細山 文昭	同 市逢瀬町多田野字下白石一八番地
同	増戸 義夫	同 市逢瀬町多田野字本郷一七八番地
同	川見 幸和	同 市逢瀬町多田野字本郷一四六番地
同	早尾 壽松	同 市逢瀬町多田野字下古川林八番地の一
同	宮田 和司	同 市逢瀬町多田野字南大界九七番地の三

(農村計画課)

公告第五百五十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第九十号）第二十一条第二項で準用する同法第二十条第一項の規定により、郡山市から県中都市計画地区計画（東宿再開発地区計画）の変更に

係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。  
令和七年八月五日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 縦覧に供する図書  
総括図、計画図及び計画書の写し
- 二 縦覧場所

福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県県中建設事務所企画管理部企画調査課  
(都市計画課)